

東京高等裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 更正すべき理由がない旨の通知処分取消請求控訴事件

国側当事者・国(青梅税務署長)

令和4年9月14日棄却・確定

(第一審・東京地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和4年1月14日判決、本資料272号・順号13659)

判 決

控訴人	甲
同訴訟代理人弁護士	中谷 冴一 和賀 公紀
被控訴人	国
同代表者法務大臣	葉梨 康弘
処分行政庁	青梅税務署長 青木 裕貴
同指定代理人	別紙指定代理人目録記載のとおり

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 青梅税務署長が令和元年5月22日付けでした控訴人の平成27年分、平成28年分及び平成29年分の所得税及び復興特別所得税に係る更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要(以下、略語は、特に定めない限り、原判決の表記に従う。)

- 1 控訴人は、その父である亡丙(被相続人)から相続した沖縄県うるま市所在の合計10筆の土地(本件各土地)を平成27年から平成29年にかけて順次売却し、青梅税務署長に対し、当該各年分(本件各年分)に係る所得税の確定申告書(本件各確定申告書)を提出したが、その後、本件各土地の売却代金の一部(平成27年分につき1億1700万円、平成28年分につき1億1302万3000円、平成29年分につき1億1752万円)が乙(旧姓丁。乙)によって横領されたとして、本件各年分の所得税及び復興特別所得税(所得税等)について、各更正の請求(当該横領(本件横領)による被害にあったことを理由に雑損控除を適用して計算した税額による更正を求める旨のもの。本件各更正請求)をしたところ、同税務署長から、本件各更正請求につき更正をすべき理由がない旨の各通知処分(本件各通知処分)を受けた。

本件は、控訴人が、本件各通知処分の各取消しを求める事案である。

原審は、本件各通知処分がいずれも適法であるものと認め、控訴人の請求をいずれも棄却した。

控訴人が、これを不服として控訴した。

2 関係法令の定め、前提事実並びに被控訴人が主張する本件各通知処分の根拠及び適法性

次のとおり補正するほか、原判決の「第2 事案の概要」の1から3まで記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 2頁11行目の「別紙」を「原判決別紙（以下「別紙」という。）」に改める。
- (2) 2頁24行目の「別表」を「原判決別表（以下「別表」という。）」に改める。
- (3) 3頁21行目の「横領したとして」の次に「、平成30年4月17日頃」を加える。
- (4) 4頁3行目末尾に改行の上、次を加える。

「(4) 本件相続に係る相続税の申告

控訴人は、平成30年7月23日付け（同月24日收受）で、青梅税務署長に対し、本件相続に係る相続税の申告書を提出した。当該申告書には、被相続人の乙に対する借入金債務に係る記載はない。（甲47、乙30）。」

- (5) 4頁4行目の「(4)」を「(5)」に改める。
- (6) 4頁18行目の「(5)」を「(6)」に改める。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

次のとおり当審における控訴人の主張の要旨を付加するほか、原判決の「第3 争点及び争点に関する当事者の主張」記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、5頁22行目の「引出し」を「引き出し」に改める。

（当審における控訴人の主張の要旨）

以下の各点に照らせば、本件横領の事実が存在することは明白である。

- (1) 別件判決は証拠に基づいて本件横領の事実を認定していること。

原判決は、別件訴訟について、本件横領の存否についての実質的な審理はほとんどされていないとして、別件判決の存在をもって直ちに本件横領の事実を認めることができない旨判示したが、別件訴訟において、裁判所が弁論の全趣旨により乙が請求原因を争ったものと認めため、立証責任を負うべき控訴人においては、各書証（甲51～60。枝番のあるものは、いずれもそれを含む。）を証拠説明書（甲49、50）とともに提出して本件横領に係る請求原因事実を立証し、全額認容判決を得たものであって、実質的な審理は十分にされており、別件判決によって本件横領の事実を認めることができる。

- (2) 被相続人の乙に対する借入金は存在しないこと。

ア 平成28年11月13日付け「相続についてのお尋ね（相続税申告の簡易判定シート）」（乙20。本件お尋ね）は、乙が作成したものである。

①本件お尋ねの筆跡は乙の筆跡と一致し、控訴人の筆跡とは異なっていること、②本件お尋ねの用紙が青梅税務署から控訴人宛てに送付されたものであっても、控訴人が乙を信頼して乙に渡していたのであるから、本件お尋ねが乙により作成されたことと矛盾はないこと、③本件お尋ねが封入された返信用封筒の通信日付印は不鮮明で、判読することができないこと、④本件お尋ねの回答者欄に控訴人の住所氏名、携帯番号が書かれていることについては、乙が税理士でない以上当然であり、また、本件横領が発覚した際に乙自身が

関与していないことを示すために、乙が控訴人の携帯番号等を記載することはあり得ることからすれば、本件お尋ねについては、乙において、控訴人に無断でこれを作成し、被相続人が乙に対して2億2000万円の債務を負っている旨を無断で記載したものと見える。イ 控訴人の平成27年分及び平成28年分の各確定申告書（乙1、2）は、いずれも乙が作成したものである。

控訴人の平成27年分及び平成28年分の各確定申告は、いずれも乙において行ったものであり、当該各確定申告書に添付された「譲渡所得の内訳書」において売却理由につき「借入金返済のため」という項目にチェックがされていることについては、乙が控訴人に無断で行ったものにすぎない。

ウ 被相続人は、乙とは面識がなかった。

乙と甲家との接点は、被相続人の葬儀後、控訴人の叔父である戊（以下「戊」という。）が控訴人に乙を紹介した時が最初であり、被相続人と乙との間に接点はなく、被相続人が乙から借金をする機会がなかった。

エ 被相続人は、金員に困っていなかった。

本件相続に係る相続税申告書（甲47）、預金残高証明書等（甲64の1～3）のとおり、被相続人は死亡時に預金等約4600万円を保有し、近年の預金推移についても、沖縄防衛局から年間約1200万円の地代収入があり（甲65）、残高が増加していたのであるから、被相続人が乙から借金をする必要はなかった。

オ 控訴人は、本件相続に係る相続税の申告において、借入金を申告していない。

仮に、被相続人に借入金が存在していたのであれば、相続税が大きく減額となるはずであるのに、控訴人が本件相続に係る相続税の申告において借入金の申告をしていないことは、被相続人に借入金があったことを端的に示している。控訴人は、相続税の支払原資とするために所得税の還付請求をしているものであるのに、被控訴人が、被相続人に乙からの借入金があったことを前提に相続税の取立てをしつつ、他方で所得税の還付を拒むために上記借入金があった旨主張しているのは、矛盾した対応である。

(3) 本件口座は乙が管理していたものであること。

本件口座からのATMでの引き出しについて当該ATMの所在地を検索して特定したところ、平成27年3月20日に愛知県名古屋市で引き出しがあつて以降、同月21日から平成29年9月11日までは主に兵庫県神戸市近郊で引き出しがされている。同期間において、乙は、名古屋市、神戸市に住所を移転し、さらに、よく利用されているATMは乙の住所と同じビルや同じ町名に所在するものである（甲66の2）から、本件口座については、乙が管理していたものといえることができる。

なお、平成27年11月1日及び平成28年9月29日から30日までは東京都立川市での引き出しがあるが、乙は控訴人への経過報告等で何度か青梅に来ており、上記の引き出しはその際に行われたものと解される。

(4) 本件横領については警察が捜査中であること。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、本件各通知処分はいずれも適法であつて、控訴人の請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、次のとおり補正し、当審における控訴人の主張に対する判断を付加するほか、原判決の「第4 当裁判所の判断」記載のとおりであるから、これを引用

する。

(1) 原判決の補正

ア 10頁24、25行目の「認められ」の次に「、本件において」を加え、11頁10行目の「引出し」を「引き出し」に、10、11行目の「取得して」を「領得して」に、15行目の「見たらず」を「見当たらず」にそれぞれ改める。

イ 11頁19行目の「23」の次に「、28、29」を加え、21行目の「同封された」を「封入された青梅税務署宛ての」に改め、25行目の「作成して」を削る。

ウ 12頁12行目の「結論」を「まとめ」に改め、13行目の「から」から14行目の「判決する」までを削る。

(2) 当審における控訴人の主張について

ア 控訴人は、前記第2の3(1)から(4)までの各点に照らせば、本件横領の事実が存在することは明白である旨主張するので、以下検討する。

(ア)「別件判決は証拠に基づいて本件横領の事実を認定していること。」について

控訴人は、別件訴訟において、自らが本件横領に係る請求原因事実を立証し、全額認容判決を得たものであって、実質的な審理は十分にされており、別件判決の存在によって本件横領の事実を認めることができる旨主張するが、別件訴訟においては、口頭弁論期日に乙が出頭することなく弁論が終結され、乙からの実質的な反論や反証がされないまま、控訴人が提出した証拠及び弁論の全趣旨から請求原因事実が認められるとして、控訴人の別件訴訟に係る請求を認容する旨の判決が言い渡されており、そのような別件訴訟の審理の経過等に照らせば、別件訴訟においては本件横領の存否についての実質的な審理はほとんどされていないものと認められ、そうであれば、本件において、別件判決の存在をもって直ちに本件横領の事実を認めることができないことは、前記引用に係る原判決の「第4 当裁判所の判断」の1(1)ア(10頁16行目から26行目まで。当審における補正部分を含む。)において認定説示したとおりであって、控訴人の上記主張は、採用することができない。

(イ)「被相続人の乙に対する借入金は存在しないこと。」について

a 控訴人は、被相続人の乙に対する借入金は存在しないとし、その理由として、前記第2の3(2)アからオまでの各点を挙げるところ、まず、同アの点については、確かに、本件お尋ねの筆跡が乙の筆跡と類似するものであることは認められるものの、前記引用に係る原判決の「第4 当裁判所の判断」の1(2)(11頁18行目から12頁1行目まで。当審における補正部分を含む。)における認定説示に照らして明らかなおお尋ねの用紙が青梅税務署から控訴人宛てに送付されたものであること、本件お尋ねが封入された青梅税務署宛ての返信用封筒には青梅郵便局による通信日付印が押されており(乙23、28、29)、本件お尋ねが乙の当時の住所地である神戸市においてではなく、控訴人の住所地を管轄する青梅郵便局管内において投函されたことが明らかであること、本件お尋ねの回答者欄には、控訴人の住所氏名のほか控訴人が使用する携帯電話番号が記載されている(仮に、乙が、控訴人の意向に反し、無断で本件お尋ねを作成して提出したとすれば、青梅税務署担当者からの問合せに備え、乙自身の連絡先を記載するのが合理的であるといえる。)ことなどからすれば、乙に対する借入金額が2億2000万円である旨の記載を含む本件お尋ねに

については、上記の筆跡の点を踏まえても、控訴人の意向に沿って作成され、青梅税務署宛てに送付されたものであることがうかがわれ、少なくとも控訴人において本件お尋ねの内容やその送付について全く把握していなかったなどということは想定し難いというべきであって、この点に関する控訴人の主張は、採用することができない。

- b 前記第2の3(2)イの点について、控訴人は、自らの平成27年分及び平成28年分の各確定申告はいずれも乙において行ったものであるとし、当該各年分の各確定申告書(乙1、2)に添付された「譲渡所得の内訳書」において売却理由につき「借入金返済のため」という項目にチェックがされていることは乙が控訴人に無断で行ったものである旨主張するが、当該主張を裏付ける客観的な証拠は一切存せず、むしろ、上記各確定申告書には、いずれも控訴人の住所氏名のほか控訴人が使用する携帯電話番号が記載されていることからすれば、前記aにおいて本件お尋ねについてみたところと同様に、上記各確定申告書については、控訴人の意向に沿って作成され、青梅税務署長に提出されたものであることが強く推認されるものというべきであって、控訴人の上記主張は採用することができない。
- c 前記第2の3(2)ウ及びエの各点について、控訴人は、被相続人が乙とは面識がなかったとし、また、被相続人においてはその資産及び収入の事情からして金員の借入れを要する状態ではなかった旨主張するが、これらの主張は、前記a及びbのとおりいずれも控訴人がその内容を了知していたものとみるべき本件お尋ね並びに平成27年分及び平成28年分の各確定申告書の各記載内容とは整合しないものであって、被相続人の葬儀後に控訴人に乙を紹介したとする戊(甲63)及び控訴人(甲70)の各陳述書の内容を踏まえても、直ちに被相続人が乙とは面識がなかったものと認めることはできず、また、控訴人が指摘する被相続人の資産及び収入の事情も、被相続人が乙に対して借入金債務を有していたことと矛盾するものではないから、控訴人が上記のとおり主張するところをもって、被相続人の乙に対する借入金が無かったものと認めることはできない。
- d 前記第2の3(2)オの点について、控訴人は、控訴人が本件相続に係る相続税の申告において借入金の申告をしていないことも、被相続人の乙に対する借入金が存在しないことの証左であるなどと主張するが、控訴人の本件相続に係る相続税の申告書の提出は相続開始時(平成26年5月●日)から4年以上が経過した平成30年7月24日であって(前提事実(4))、その時期は控訴人が乙に対する別件訴訟を提起した時期(同年4月17日頃。前提事実(3))よりも後であるから、当該申告書の作成提出に当たって控訴人が自己の主張に沿って上記借入金が存在しない旨の内容のものとするのが可能であったとみることができ、そうであれば、当該申告書に上記借入金の記載がないことは、被相続人の乙に対する上記借入金が存在しないことを裏付けるものとはいえず、控訴人の上記主張は採用することができない。
- e 以上のとおり、控訴人の上記各主張を踏まえても、被相続人の乙に対する借入金が存在しなかったものとは認め難く、そうであれば、前記引用に係る原判決の「第4当裁判所の判断」の1(1)イ(11頁1行目から11行目まで。当審における補正部分を含む。)における認定説示のとおり、本件口座から乙宛てに振り込まれた合計1億7400万円については、被相続人が乙に対して負担していた借入金債務の返済

に充てられたことを否定することができないというべきである。

(ウ)「本件口座は乙が管理していたものであること。」について

控訴人は、本件口座は全て乙において管理していたものであるとし、本件口座からのATMでの引き出しについて当該ATMの所在地を検索して特定したところ、平成27年11月1日及び平成28年9月29日から同月30日までの間に東京都立川市での引き出しがされたほかは、いずれも乙の住所地であった名古屋市又は神戸市近郊において引き出しがされていたとして、その検索結果(甲66の1・2)を証拠として提出する。

しかしながら、上記の東京都立川市での引き出しについては、控訴人自身において行ったものであることがわかる(控訴人は、これらの引き出しについて、乙が控訴人への経過報告等で何度か青梅に来ていたことから、そのような際に乙によって行われたものであると解される旨主張するが、当該主張に沿うような事情を認めるに足りる的確な証拠はない。)上、本件口座については、控訴人から本件口座への振込みがされていることが認められることなどからして、その管理を全て乙に委ねていたという控訴人の主張に疑問を抱かざるを得ないことは、前記引用に係る原判決の「第4 当裁判所の判断」の1(1)ウ(11頁12行目から17行目まで)における認定説示のとおりである。

加えて、本件口座からの金員の引き出しが乙によって行われていたとしても、そのことから、直ちに乙がそれらの引き出しに係る金員を領得したものと認めることはできず、他に乙がそれらの引き出しに係る金員を領得したものと認めるに足りる的確な証拠はない。

(エ)「本件横領については警察が捜査中であること。」について

控訴人は、本件横領の事実が存在することを裏付ける事情として、本件横領について警察が捜査中であることを挙げるが、当該事情は、直ちに以上の認定説示を左右するものではない。

イ 以上によれば、当審において控訴人が主張するところを踏まえても、控訴人の主張に係る本件横領の事実を認めることができないものといわざるを得ず、そうであれば、前記引用に係る原判決の「第4 当裁判所の判断」の1(3)(12頁2行目から5行目まで)における説示のとおり、その余の点について判断するまでもなく、本件横領に係る損失の額を所得税法72条1項所定の雑損控除として本件各年分の総所得金額等から控除することはできないものというべきである。

2 よって、原判決は相当であって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第22民事部

裁判長裁判官 相澤 哲

裁判官 本多 哲哉

裁判官 内田 めぐみ

(別紙)

指定代理人目録

被控訴人指定代理人

高

橋

紀

子

5

同

今

中

暉

同

中

村

芳

一

同

金

光

昭

二

同

的

場

将

男

同

佐

藤

公

信

10

以上

